

業務指示書

アジア地域プロジェクト研究（マルチセクトラルアプローチの母子保健への影響）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年2月3日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年2月8日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：母子保健分野、水・衛生分野、インフラ分野、教育分野に係る各種調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/母子保健）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：母子保健、保健医療協力業務、各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アジア地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年2月12日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含まず。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地業務に係る一般業務費(成果品作成費は除く)
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KHR1=0.030円, IDR1 = 0.00881 円 , US\$1 = 120.300 円 , EUR1 = 131.900 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/母子保健

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月26日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
アジア地域プロジェクト研究（マルチセクトラルアプローチの母子保健への影響）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/母子保健	(60.00)	(24.00)
ア) 類似業務の経験	24.00	10.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	9.00	4.00
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	5.00
オ) その他学位、資格等	9.00	3.00
②副業務主任者	(-)	(24.00)
カ) 類似業務の経験	-	10.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	4.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	5.00
コ) その他学位、資格等	-	3.00
③体制、プレゼンテーション	()	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	12.00
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

「業務指示書」

第2 研究の目的・内容に関する事項

1. 基礎研究の背景・経緯、概要等

母子保健の改善は世界的な課題であり、2000年に設定されたミレニアム開発目標(MDGs)の目標4(5歳未満児死亡率)及び5(妊産婦死亡率)では、2015年までに1990年の水準のそれぞれ3分の1、4分の1とすることが掲げられた。

国際社会の取り組みとして、2005年に、母子保健改善の加速化を目指した妊産婦・新生児・子どもの健康パートナーシップ(PMNCH)が発足し、2010年にはGlobal Strategy for Women's and Children's Healthが国連ハイレベル会合にて発表されるなど、母子保健支援が拡大されてきた。その結果、5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率ともに一定の効果が見られた(1990年から2012年にかけて5歳未満死亡率:90→43 出生1000対、妊産婦死亡率:380→210 出生10万対)。しかしながら、両目標ともサブサハラ・アフリカと南アジアにて達成に大幅な遅れがみられ、ベトナム・カンボジアなど5歳未満児死亡率の削減(目標4)が達成された国においても、サービス提供状況の国内地域格差が深刻な課題となっている。その原因としては、医療人材の不足をはじめとする脆弱な保健システムや貧困、経済的・文化的背景などが挙げられている。また、2012年時点では、5歳未満児死亡のうち、4割が新生児(生後28日未満)の死亡であり、新生児死亡への対策が残された課題となっている。そのため、2015年以降もこれらの課題は、重点課題として持続可能な開発目標(SDGs)に組み込まれた。

母子保健はJICAにおいても協力重点領域に位置付けられ、日本の母子保健改善の経験も踏まえ、これまで多くの国で協力を実施してきた。それらの教訓を活かし、JICAの母子保健分野の協力では、「母子継続ケアを重点とした取り組みの継続と強化」、「母子保健サービスの向上を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成への貢献」そして「セクター越えた取り組みによる包括的な母子保健の改善」を重点としている。

特にマルチセクターによる協力については、これまで保健セクター以外の事業において母子保健への影響について言及している事例もあるものの、極めて限定的である。

本プロジェクト研究調査では、セクターを越えた取り組みによる包括的な母子保健の改善について、より具体的に各分野の事業と母子保健向上への貢献について明らかにし、母子保健及び対象分野における事業の付加価値を可視化し、より質の高い案件形成につなげることを目的とし、以下の業務を行う。

- ・インフラ(道路整備及び橋梁建設、電力)、水・衛生(上下水道整備)、教育分野(以後、「対象分野」「対象セクター」等と言った場合はこれらを指す)の母子保健に影響を与えうる分野において、これまで明らかとなっている母子保健向上との関連について文献を通じて調査・整理する。

- ・実施中および過去のJICA事業について、母子保健への影響があったことが想定される事業をとりまとめ、それぞれ想定される影響について分析する。(同事業の関連報告書に母子保健に関する記載があればその評価について取りまとめる)。

- ・上記の結果も踏まえ、上記分野の多様な案件が実施される途上国において(インドネシア、カンボジア等を想定)、対象セクター開発事業の母子保健向上への影響について分析をする。

- ・上記分析を基に、対象分野における介入と母子保健への影響についてとりまとめた執務参

考資料を作成する。また、今後実施される各分野の事業において、母子保健への影響が想定される介入を計画する際の具体的な指標の設定、データ収集の方法、事前調査における留意点等を提言としてとりまとめる。

2. 業務の目的

開発途上国での母子保健及び対象分野事業のより質の高い案件形成、実施、事業評価に反映させるため、対象分野事業からの母子保健に対する貢献を整理し、それら事業の特徴の分析を通じ、どのような要素がどのように影響したかなど分類・類型化し、今後の協力のあり方についての提言を取りまとめることを目的とするものである。

3. 業務の方針及び留意事項

(1) 国内作業と調査対象案件

(ア)国内事前準備において、関連文献レビューを行う際、別紙1を調査項目として分析を行うこととする。なお、分析の濃淡、加減、追加調査項目などについて、プロポーザルで提案することとする。

(イ)各対象分野について、先行研究を基に、事業内容（介入）と影響があると想定される母子保健関連指標について分析のための枠組みを設定する。なお、母子保健関連指標については、死亡率のみならずプロセス指標も用いることとする。

(2) 現地調査

現地調査の対象は、上記（1）国内事前準備で抽出された案件の中で、現地調査で母子保健への影響について検証可能な案件を選定し、案件実施時期、当該国の治安等を勘案の上、2名1チームの1回の渡航で2カ国程度（想定するのはインドネシア、カンボジア等の対象セクターであるが、これ以外の提案を妨げない。また、複数の案件を訪問できる国の組み合わせが望ましい）を想定しているが、プロポーザルにおける提案、または、上記（1）の分析後の結果を踏まえた変更の検討は可能とする。

現地調査の対象施設・事業及び調査・分析手法についてはその理由とともに、プロポーザルで提案することとする。

(3) 調査内容の確認プロセス

本調査は、母子保健分野の JICA の協力の戦略性や質の向上に資する事業の提案を目的としている為、調査開始時及び調査の過程で十分 JICA と協議することとする。

(ア)インセプション・レポート作成前：実施予定の文献調査や現地調査について JICA と協議、確認をする。

(イ)インテリム・レポート①報告会実施時：現地調査前の文献調査の報告書の内容を JICA と協議・確認する。

(ウ)インテリム・レポート②報告会実施時：現地調査の報告書の内容を JICA と協議・確認をする。

(エ)ファイナル・レポート（案）作成後：報告書（案）の内容を JICA と協議・確認する。

(4) 参考資料

一般的に公開されている関連資料（各国の国家計画、統計資料、学術論文、その他文献）はインターネットを活用して効率的に収集すること。また、調査対象国における制度情報収集・分析にあたっては、資料が十分に整備されていないことも想定されることから、その際

には JICA や他ドナー、外部関係者から十分に聞き取り調査を行い、結果を調査に反映させること。

4. 業務の範囲

上記「1. 背景」、「2. 業務の目的」及び「3. 業務の方針及び留意事項」を踏まえつつ、下記のとおり国内作業及び現地調査を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書を作成する。

5. 業務の内容

上記「3. 業務の方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施する為に必要な方法・工程などを以下の項目ごとに具体的にプロポーザルにおいて提案することとする。

(1) インセプション・レポートの作成・協議

日本も含めた世界的なマルチセクトラルアプローチの動向とその母子保健への貢献、および調査対象国に係る関連資料（日本国内及び他ドナー支援実施状況、各国の国家計画、統計資料、既存文献等）など本邦で入手可能な情報収集と分析を踏まえ、本調査の全体像を把握した上で、現地調査方針、調査計画、調査項目、工程、手法、便宜供与依頼等を取りまとめたインセプション・レポート及び質問票を作成し、JICA と協議・確認する。

現地での調査に当たっては、インセプション・レポートをもって、調査の目的、概要を説明したうえで、調査への協力を求めるものとする。

(2) 国内作業

(ア)文献調査①

先行研究報告、学術論文、国連機関・他ドナー報告書等をレビューし、現時点で明らかとなっている保健以外のセクター（上記対象分野）の事業（介入）と母子保健向上との関連性・エビデンスを抽出し整理する。また、MDGs 期間中（1990 年～2015 年）の全世界を対象とした公開データを活用し、母子保健指標とそれ以外の指標（経済指標、保健以外のセクター（上記対象分野）の指標）との関係性を図表等にて整理し分析する。

(イ)文献調査②

JICA が過去 10 年間に実施した対象セクターの事業において、各種評価報告を含むレポートを調査し、想定される母子保健への影響について分析する。母子保健への貢献が具体的に言及されている案件を抽出し整理する。

(ウ)インテリム・レポート①の作成・報告会の実施

上記を取りまとめたインテリム・レポート①を作成する。上記（ア）、（イ）の結果を取りまとめたインテリム・レポート①を作成し、以下（3）に向けた作業方針について、JICA 人間開発部に対して報告会を開催し、協議を行う。上記結果に基づき、必要に応じ、インセプション・レポートで提案した内容（現地調査の方針、調査計画等）の変更提案を行う。

(エ)現地調査事前準備の実施

(ウ)の報告会での JICA コメントを踏まえ、最終的な現地調査計画書、質問票（案）を作成、提出する。調査対象案件に関連する資料のレビュー等実施する。

(3) 現地調査

上記（2）により抽出された案件の中で、現地調査で母子保健への影響について検証可能

な案件を選定し、現地調査にて各種データ収集及びインタビュー調査を行う。

- (ア) 案件関係者、裨益者、JICA 事務所、相手国政府等関係者等必要な対象者へ調査計画について説明を行う。
- (イ) 対象セクターを中心に、母子保健事業に影響のあった事例、その因果関係などを、文献調査や対象者への聞き取り等を通じて情報・データ収集・分析する。
- (ウ) JICA 事務所等に現地調査結果を報告する。

(4) 国内分析作業

(ア) 情報整理

対象各国の現地調査等で収集した情報を整理・分析する。

(イ) インタリム・レポート②の作成・報告会の実施

上記(2)国内作業および(3)現地調査の分析結果を基に、インタリム・レポート②(案)を作成し、下記(ウ)及び(エ)の作業方針について、JICA 人間開発部などに対して報告会を開催し、協議を行う。その JICA コメントを踏まえ、インタリム・レポート案および下記(ウ)及び(エ)の作業方針、計画を必要に応じ修正・変更する。

(ウ) 文献調査③

2015 年度実施している JICA 事業の事後評価の中で、各分野の事業がどのように母子保健への影響があったか、評価項目に入れた案件につき、評価結果を取りまとめ、分析する。

(エ) ファイナル・レポート(案)の作成・報告会の実施

上記文献、現地調査結果を取りまとめ、ファイナル・レポート(案)を作成し、JICA に対し、報告会を開催し、協議する。JICA コメントを踏まえ、最終的な提言を取りまとめる。なお、ファイナル・レポート(案)には、①調査結果のまとめ、②提言及び、③今後 JICA の事業形成、指標策定、各種評価の際、使用される執務参考資料(案)を含める。現在、JICA では、事業効果を定量的に測る取組として、「開発課題別の標準的指標例と代表的教訓レファレンス」

(<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>)を策定し、技術協力プロジェクトの標準的な指標例の整備を、順次行っている。こういった指標整備により、新規の案件形成において、一定の質が確保された指標の選択が効率的に行えるようになったとされている。本研究結果もそれへの貢献をめざしており、③今後 JICA の事業形成、指標策定、各種評価の際、使用される執務参考資料(案)は、「開発課題別の標準的指標例と代表的教訓レファレンス」を参考に、今回の調査結果を、各対象分野事業の母子保健への影響・貢献に関し、その介入とインパクトの因果関係について、JICA の実施する母子保健及び対象分野の、事業形成、指標策定、各種評価の視点で類型化、整理したものとなることを期待する。

(オ) ファイナル・レポートの提出

(エ)を踏まえ、JICA との協議を経た上で、ファイナル・レポートを取りまとめ、JICA 人間開発部へ提出する。

6. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、エを成果品とする。成果品の提出期限は 2016 年 8 月上旬とする。各報告書の提出期限は、アについては、2016 年 3 月中下旬、イについては 4 月下旬、ウについては 6 月中下旬を想定している。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、関係機関との協議等に必要な部

数は別途用意すること。

- ア. インセプション・レポート：和文 4 部、英文 3 部
- イ. インテリム・レポート①：和文 3 部、英文 3 部
- ウ. インテリム・レポート②：和文 3 部、英文 3 部
- エ. ファイナル・レポート：和文 3 部、英文 3 部（製本）

注 1) 成果品等については JICA へ電子データも提出する。

注 2) 成果品等の作成に当たっては、報告書類は特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。

注 3) 報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2010 年 3 月）を参照する。報告書の電子データ活用のため、報告書については必ず既定仕様に基づく PDF 版報告書を作成する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

本業務の工程は、以下を目途とする。

2016年3月中旬より国内作業を開始し、2016年5月中旬に頃より現地調査を実施することを想定する。インテリム・レポート①は4月中下旬までに提出、インテリム・レポート②は6月中下旬までに提出、ファイナル・レポートは8月上旬までに提出する。

2. 業務量の目途

JICAが想定する業務量の目途は以下のとおり。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(1) 業務量の目処

全体：約9.0M/M（うち現地調査は26日間程度を想定）

(2) 業務従事者構成

下記の構成を想定しているが、研究の質、効率化などから、上記の業務量を超えない範囲において、担当分野の変更・追加または、統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案すること。なお、下記2)～4)に関しては、保健以外の分野の専門性（それぞれのセクターにおける事業介入効果を事後的に判断できる程度の専門性）を求めるが、保健セクターの知見を併せて有する者であればなお可。

- 1) 総括/母子保健（2号）
- 2) 水・衛生/保健
- 3) インフラ（道路・橋梁・電力）/保健
- 4) 教育/保健

3. 対象国の便宜供与

本調査はJICAの責任において実施するものであることから、調査対象国から特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、JICA在外事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、JICA在外事務所が関係諸機関との初回アポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

4. 貸与資料

(1) 閲覧資料

- (ア) Delivering the Millennium Development Goals to reduce maternal and child mortality
A systematic review of impact evaluation evidence
(https://ieg.worldbankgroup.org/Data/reports/chapters/mch_eval_updated2.pdf)
- (イ) 道路整備が妊産婦の健康にもたらすインパクト
(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/after/2004/pdf/theme_02_full.pdf)
- (ウ) The impact of electricity sector privatization on public health

(<https://publications.iadb.org/handle/11319/3349>)

(工) Knowledge Summary 30 Water, sanitation and hygiene -the impact on RMNCH

(<http://www.who.int/pmnch/knowledge/publications/summaries/ks30/en/>)

(2) 配布資料
なし

5. 現地再委託

本調査において実施される業務について、現地再委託は認めない。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

7. その他留意事項

(1) 経費積算に係る条件

現地業務に係る一般業務費（一般傭人費、特殊傭人費、車両関連費、賃料借料、消耗品費、旅費・交通費、通信・運搬費等）については別見積とする。ただし、成果品作成費は別見積りとせず、本見積りで積算すること。

※現地業務及び国内業務に係る直接人件費、その他原価及び一般管理費等は本見積りとする
こと。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

